

(あて先)岐阜市保健所長

病院(診療所)の名称・住所

管理者氏名

診療用粒子線照射装置装備届出書

下記のとおり診療用粒子線照射装置を備えるので、医療法施行規則第25条の2の規定により届け出ます。

記

名 所	在	称 地	TEL() —	
診療用 粒子線 照射装 置に関 する事 項	製 作 者 名			
	型 式			
	定 格 出 力	陽 子 線	MeV	
		重 イ オ ン 線	MeV	
	台 数		台	
診療用 粒子線 照射装 置を使 用する 医師、 歯科医 師又は 診療放 射線技 師の氏 名及び 放射線 診療に 関する 経歴	氏 名	職 種	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴	
予 定 使 用 開 始 年 月 日		年 月 日		

診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	照射管容器のしゃへい		利用線錐に対する漏えい線量の割合(中性子線を含まない。)が1/1,000 以下	・	超える		
	照射終了直後の不必要な放射線を低減するための防護措置		有	・	無		
	放射線照射時その旨を自動的に表示する装置		有	・	無		
	インターロック(出入口の解放時に放射線の照射を遮断する装置)		有	・	無		
診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用室の天井、床、周囲の壁、出入口の扉、窓等のしゃへい		画壁の外側における実効線量が1mSv/1週間 以下				
	しゃへい物の構造・材料・厚さ等	天 井					
		周 囲 壁					
		監 視 用 窓					
		床					
		出 入 口 の 扉					
	その他の開口部						
	出入口の数		常時使用 その 他	箇所 箇所(用途)			
放射線照射時その旨を自動的に表示する装置		有	・	無			
使用室を示す標識		有	・	無 (使用室の名称)			
診療用粒子線照射装置の使用による放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管 理 区 域	管理区域の設定		添付書類(平面図)のとおり			
		管理区域の境界(1.3mSv/3か月を超えない措置)		有	・	無	
		立入制限措置		有	・	無	
		標 識		有	・	無	
	注意事項の掲示	患 者		有	・	無	
		従事者		有	・	無	
	敷地内居住区域及び境界(250 μ Sv/3か月を超えない措置)		有	・	無		
	入院患者の被ばく防止(1.3mSv/3か月を超えない措置)		有	・	無		
	放射線診療従事者等の被ばく防止	被ばく線量測定用具		<input type="checkbox"/> ポケット線量計	<input type="checkbox"/> フィルムバッチ		
		外部被ばくを少なくする措置		<input type="checkbox"/> TLD	<input type="checkbox"/> ガラスバッチ		
		<input type="checkbox"/> OSL線量計	<input type="checkbox"/> その他()				
		有	・	無 ()			

添付書類

- 1 診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図
- 2 放射線量測定結果報告書又はしゃへい計算書

備考

- 1 診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図には、隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明示すること。
- 2 診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図は、照射方向並びに照射管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の境界、標識、使用中ランプ等の位置を図中に記入すること。
- 4 診療用粒子線照射装置を備えようとするときは、あらかじめ届け出なければならない。